

令和4年

第1回 日向市議会(定例会)

議案参考

2月25日

日向市

広瀬鶴戸木辺地に係る総合整備計画の変更について

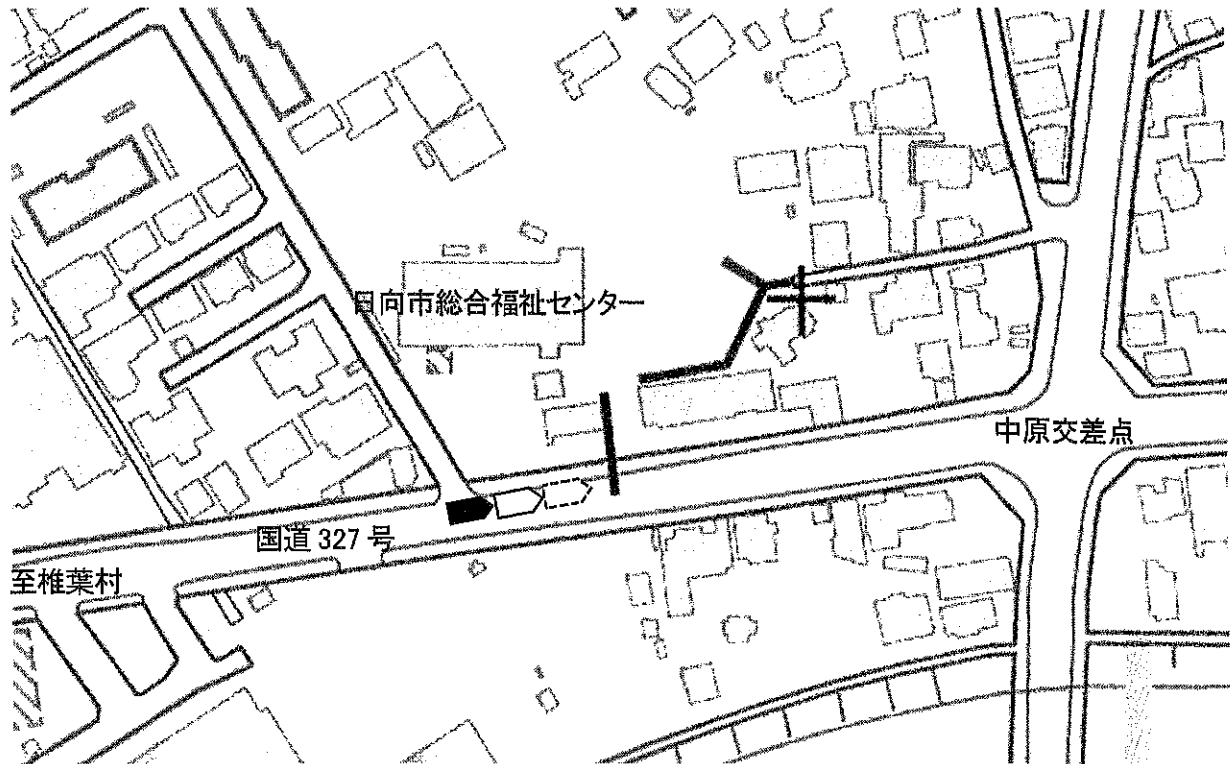
(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業名	事業内容	期間	事業費						財源内訳				一般財源のうち 辺地債充当予定 額
					総事業費	R2	R3	R4	R5	R6	特定財源		小計	一般財源	
											国庫	県費			
道路	宮崎県	福瀬大橋架替事業	県営事業負担金 (福瀬大橋架替 L=170m、W=5.0m)	R4-6	939,882			128,532	244,268	567,082	469,941	421,941	0	891,882	48,000

●変更理由

県が行う「耳川大規模特定河川事業」に伴う市道山ノ口福瀬大橋線「福瀬大橋架替工事」に係る事業費の一部を負担するため、新たに事業計画を追加するもの。

1 位置図



2 事故の状況

令和3年9月8日午前9時5分頃、公用車で国道327号を中原交差点方面へ東進していたところ、中原交差点の赤信号で停止中の車両に追突し、その勢いで追突した車両がその前方に停止していたもう1台の車両に玉突きで追突する。

今回の議案は、最初に追突した車両に係る損害賠償の額を決定するものである。

なお、最初の車両に追突された2台目の車両については、令和3年11月17日付けで損害賠償の額を専決処分済みである。

3 示談内容

- (1) 甲（日向市）及び乙（損害賠償の相手方）は、本件事故における乙の人的損害額及び物件損害額の合計が1,320,696円であることを相互に確認する。
- (2) 上記示談条項以外、甲乙間には本件事故による債権債務は存在しないことを確認する。
- (3) 本示談は、本件事故における損害賠償額の決定に係る日向市議会の承認の議決があったときに、その効力を生じる。

上記の示談成立において、今後本件事故による乙の人的損害及び物件損害に関する損害賠償は一切解決済みとし、双方とも、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしないことを誓約する。

損害賠償額の内容

※損害賠償額項目別の内訳

損害費目	損害額	明	細
人的損害			
治療費	17,827	総治療日数 10日	入院日数 0日 通院日数 1日
その他治療関係費	0		
看護料	0		
通院交通費	144		
諸雑費	0		
休業損害	6,100	日額 6,100円	休業認定日数 × 1日
慰謝料	8,600	(総日数) 10日 > (通院) 1日×2=2日 4,300円	× 2日
その他	200		
損害賠償額合計	① 32,871		
過失相殺	② 0	(①×過失割合) 0%	
損害賠償額	③ 32,871	(①-②)	
内払額	④ 0		
病院への直接支払分	⑤ 0		
今回支払額	32,871	(③-④-⑤) ●●診療所 17,827円	●●様 15,044円
物件損害			
車両損害費	1,050,885		
レッカー費	29,040		
代車費	207,900		
損害賠償額合計	⑥ 1,287,825		
過失相殺	⑦ 0	(①×過失割合) 0%	
損害賠償額	⑧ 1,287,825	(⑥-⑦)	
内払額	⑨ 0		
業者への直接支払分	⑩ 0		
今回支払額	1,287,825	(⑧-⑨-⑩) ●●工場 1,050,885円 ●●レンタル 207,900円	●●整備 29,040円
合計	1,320,696		

令和4年1月27日

日向市長 十屋 幸平 様

日向青果地方卸売市場株式会社
代表清算人 十屋 幸平



債権放棄について (依頼)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市場跡地の土地及び建物について、令和3年12月28日に県内の農業生産法人と売買契約を締結し、令和4年1月5日に引渡しを行うに至り、当社所有財産の全てについて処分の見込みがついたところであります。

このようなことから、当社としましては、法人の清算を目的に、宮崎地方裁判所延岡支部に対し、会社法第511条第1項の規定に基づく特別清算開始の申立てを行うこととしております。

しかしながら、貴市に対する下記債務について、免除を含む処理内容についての合意がなされない限り、会社法第573条に規定する特別清算の終結が認められない可能性があります。

つきましては、上記理由等をご考慮いただき、貴市が持つ下記債権を免除くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 債務の額 金 131,807,920 円
- 2 債務発生日 平成30年9月3日
- 3 債務の内容 損失補償契約に基づく補償金
- 4 債務免除の額 金 129,800,000 円以内の額(別紙債務弁済計画に基づく額)

債務弁済計画

<想定スケジュール>

- ・令和4年3月下旬 特別清算申立て
- ・令和4年6月下旬 特別清算終結決定

収入

項 目	金額	備 考
現金(R4.1.17時点)	0	
預金(R4.1.17時点)	8,021,420	
収入合計	8,021,420	

支出

項 目	金額	備 考	
特別清算費用	特別清算手続委託料	2,860,000	
	特別清算手続旅費交通費	200,000	
	特別清算申立手数料	20,000	印紙代
	官報掲載代	39,000	
	特別清算に係る切手代	7,000	
	特別清算予納金	9,632	
	登録免許税	39,000	解散登記
	登記事項証明書	600	
維持管理費用	電気料金	45,000	精算分(1/5~1/26契約分)
	会計税務等委託料	5,500	2月分
	会計税務等委託料	110,000	決算分
	会計税務等委託料	5,500	3月分
	火災保険料	24,500	1月分
法人税	R2.12~R3.11分	136,500	
	R3.12~R4.6分	79,625	
債務弁済	2,007,920	日向市損失補償金	
予備費	2,431,643		
支出合計	8,021,420		

和解契約書 (案)

日向市長 十屋 幸平 (以下「甲」という。)と日向青果地方卸売市場株式会社代表清算人 十屋 幸平 (以下「乙」という。)は、平成23年8月29日付け損失補償契約 (証書) に基づき、乙が平成23年8月29日に日向農業協同組合から借入れた額251,000,000円につき、甲が乙に代わって日向農業協同組合に対して支払った損失補償金の額131,807,920円 (以下、「本件損失補償金」という。) に関し、本日以下のとおり和解する。

(弁済金)

第1条 乙は、甲に対し、本件損失補償金131,807,920円のうち、金2,007,920円を本和解契約が効力を生じた日から1か月以内に、甲の指定する銀行口座 (宮崎銀行日向支店 (普通預金) 口座番号1010567口座名義日向市会計管理者) に振り込んで支払うものとする。なお、振込に伴う手数料については、乙の負担とする。

(債権放棄)

第2条 乙が、甲に対し、前条の規定に従い金2,007,920円を支払ったときは、甲は、乙に対し、本件損失補償金中、前条の弁済金2,007,920円を控除した残額である129,800,000円に係る債権を放棄する。

(確認)

第3条 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件損失補償金に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、清算処理の結果、第1条に定める弁済金2,007,920円を超える残余財産が発生した場合には、乙は、甲に対して、別途に弁済金を支払うものとし、この場合においては、甲が前条により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2 前項の弁済金の支払方法は、第1条の規定に準ずるものとする。

(停止条件)

第4条 本和解契約は、本和解契約の締結につき、日向市議会の承認があること及び宮崎地方裁判所の許可が得られることを停止条件として効力を生ずるものとする。

以上

令和4年@月@日

甲

住 所 宮崎県日向市本町10番5号
日向市長 十屋 幸平

乙

住 所 宮崎県日向市大字平岩8519番地
日向青果地方卸売市場株式会社
代表清算人 十屋 幸平

日農協(融)発第30057号

平成30年8月3日

日向市

日向市長 十屋 幸平 殿

日向農業協同組合
代表理事組合長 藤本 隆康

損失補償契約に基づく補償金額について (ご通知)

〈日向青果地方卸売市場㈱にかかる損失補償〉

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、日向青果地方卸売市場㈱を閉鎖する旨の発表を受けて、当組合は、同市場に対し有する貸付金について、期限の利益喪失を請求し、平成30年8月2日をもって残金全額の弁済期限が到来しました。

つきましては、日向市と当組合との平成23年8月29日付「損失補償契約証書」に基づき、平成30年9月1日をもって損失額が確定する見通しとなりましたので、損失補償金額について、以下のとおり、予めご通知いたします。

敬具

記

1. 原契約の内容

債務者	日向青果地方卸売市場株式会社		
契約日	平成23年8月29日	最終期限	平成44年11月28日
期限利益喪失日	平成30年8月2日		
貸付金額	251,000,000円 (現在残高: 178,513,284円)		
約定利率	年1.6%	損害金利率	年14.5%

2. 損失補償契約の内容

補償対象債権	上記1.記載の貸付金債権 (利息損害金を含む)
損失補償契約日	平成23年8月29日
損失確定日	平成30年9月1日 (期限利益喪失日から30日経過した日)
補償割合	72.75%

3. 補償金額

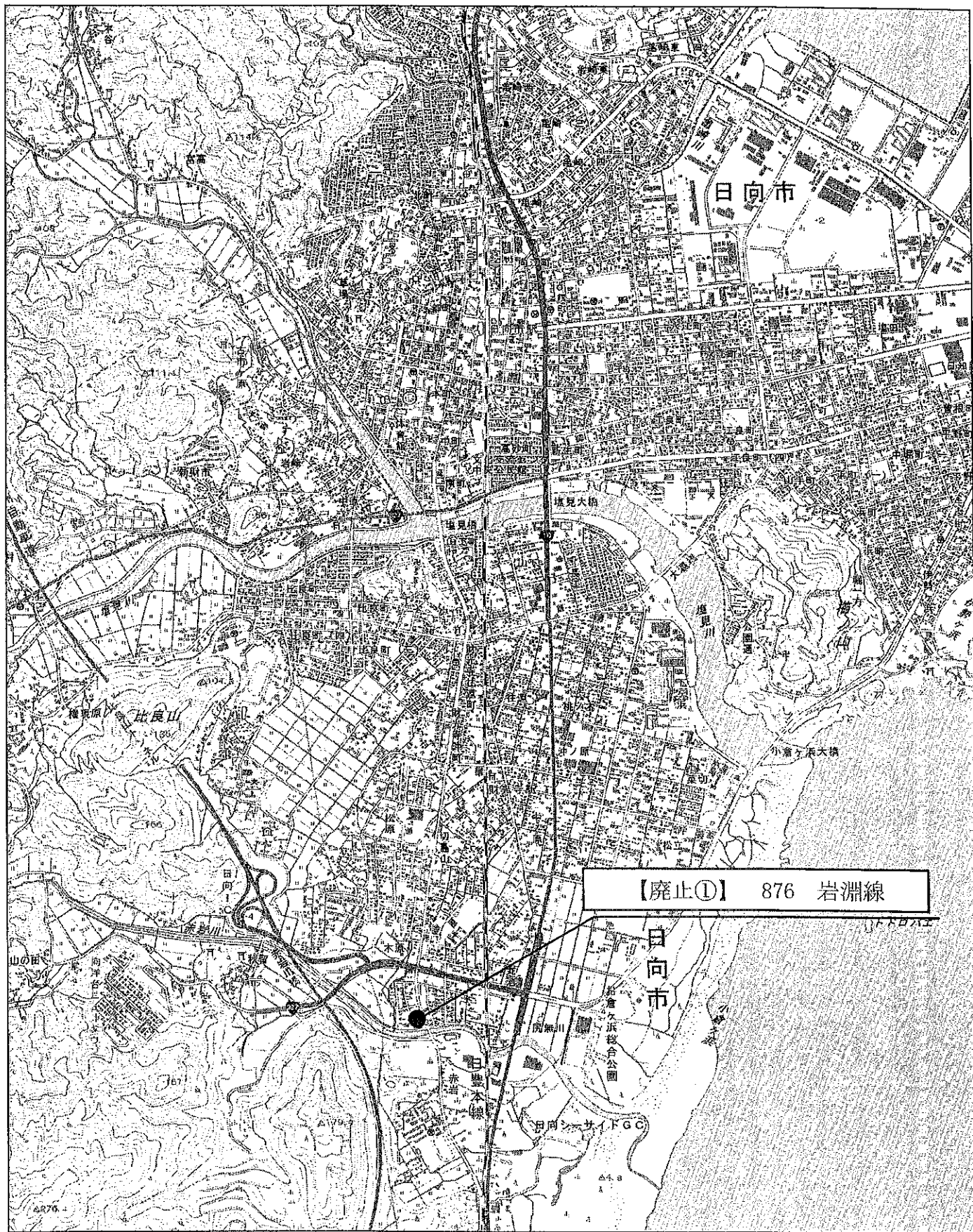
補償金支払日	平成30年9月3日 (月)
補償金額	131,807,920円 (損失確定日の翌日から支払日までの年1.6%の利息を含む)

※ 詳細は、損失補償契約証書並びに添付の「損失補償額計算書」をご確認ください。

以上

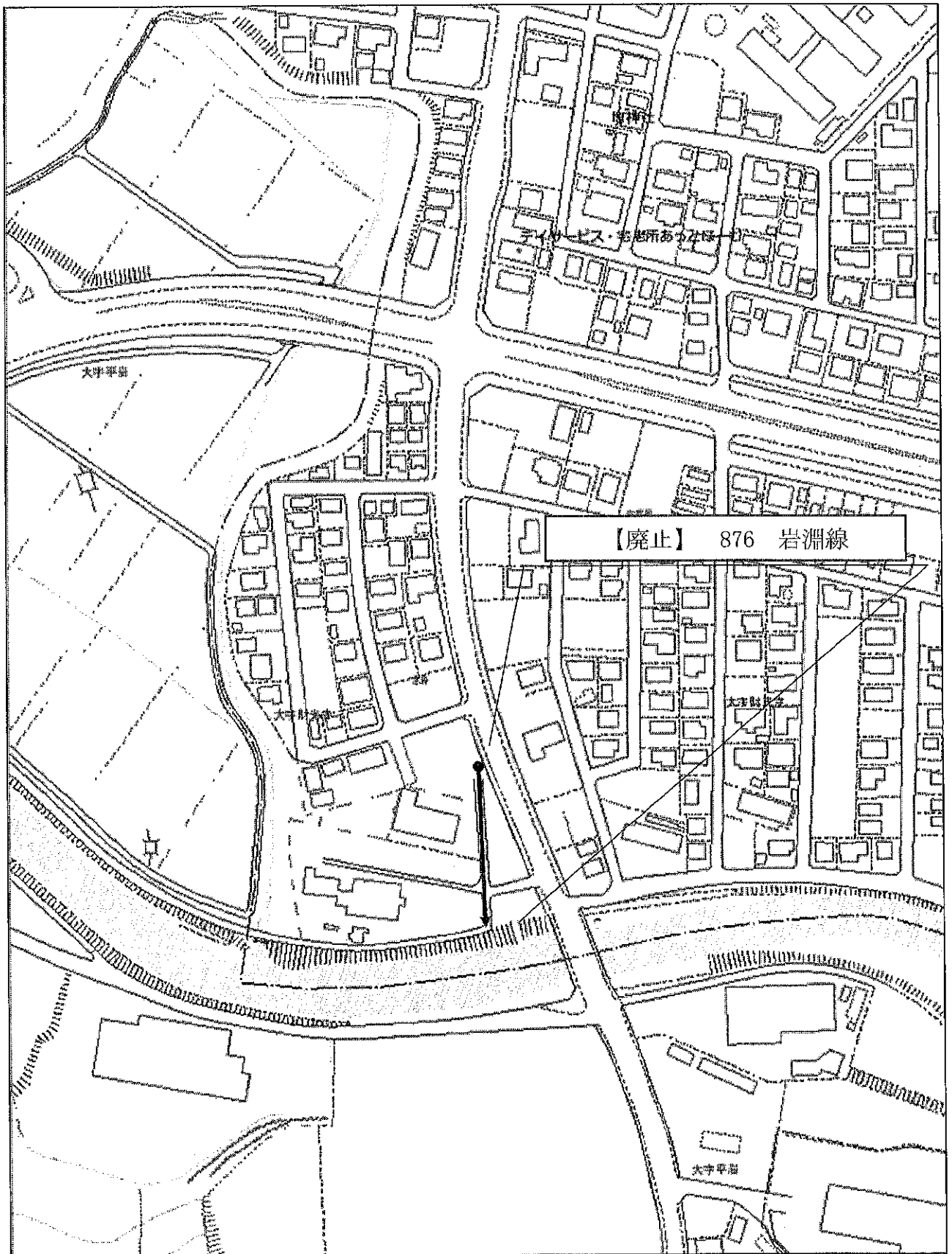
【文書取扱: 金融共済部 融資課】

市道廃止位置図

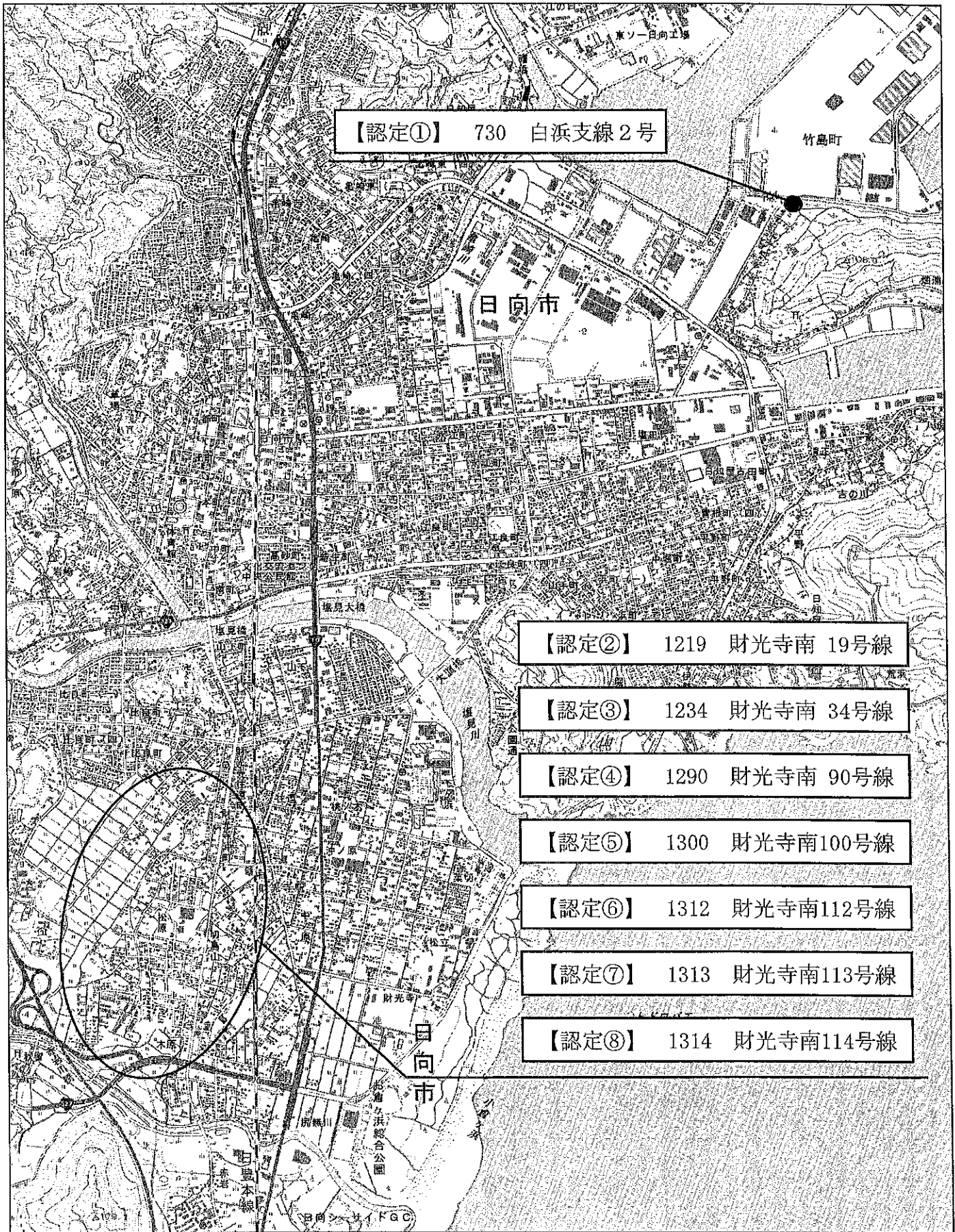


市道廃止路線図

【廃止】 876 岩淵線

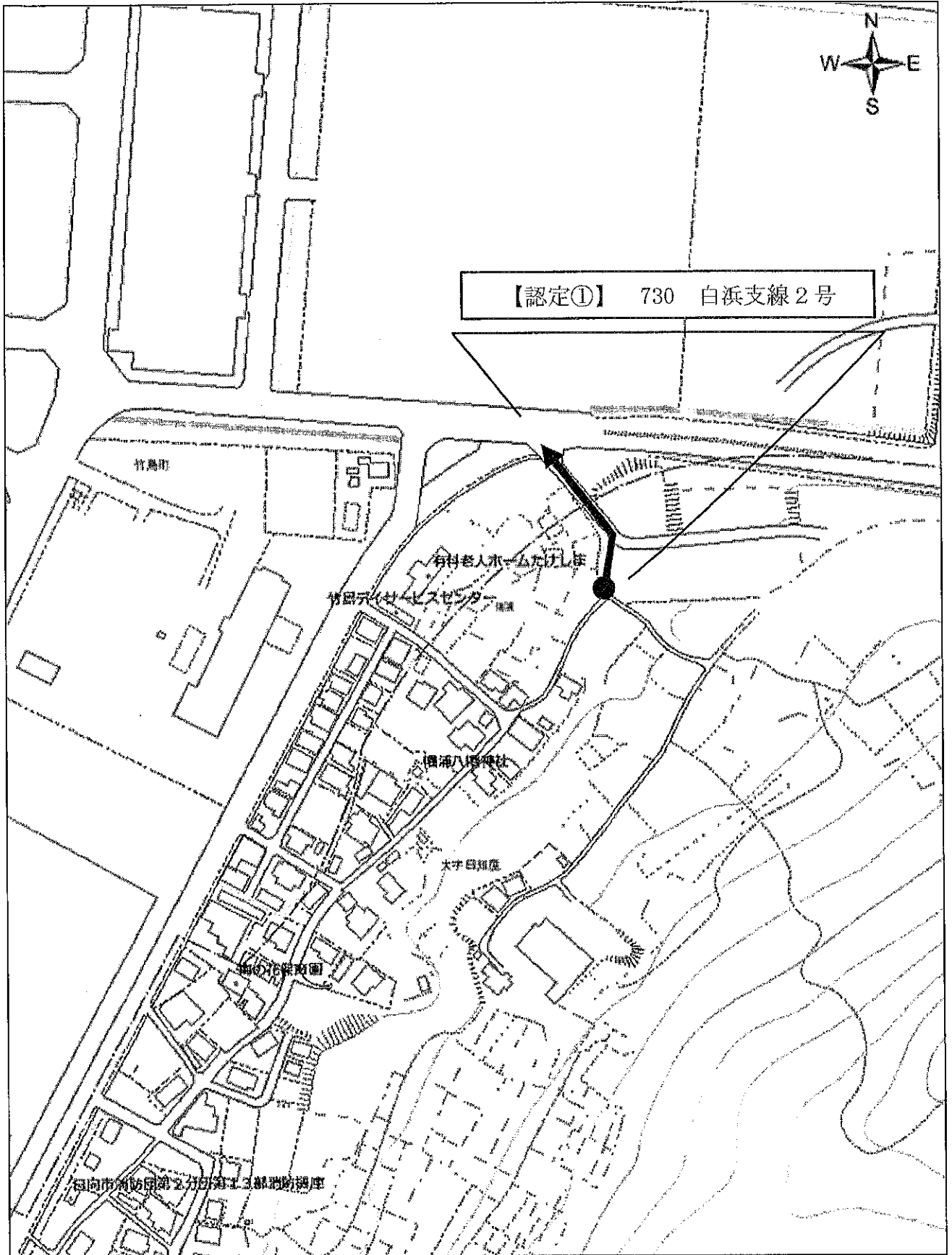


市道認定位置図



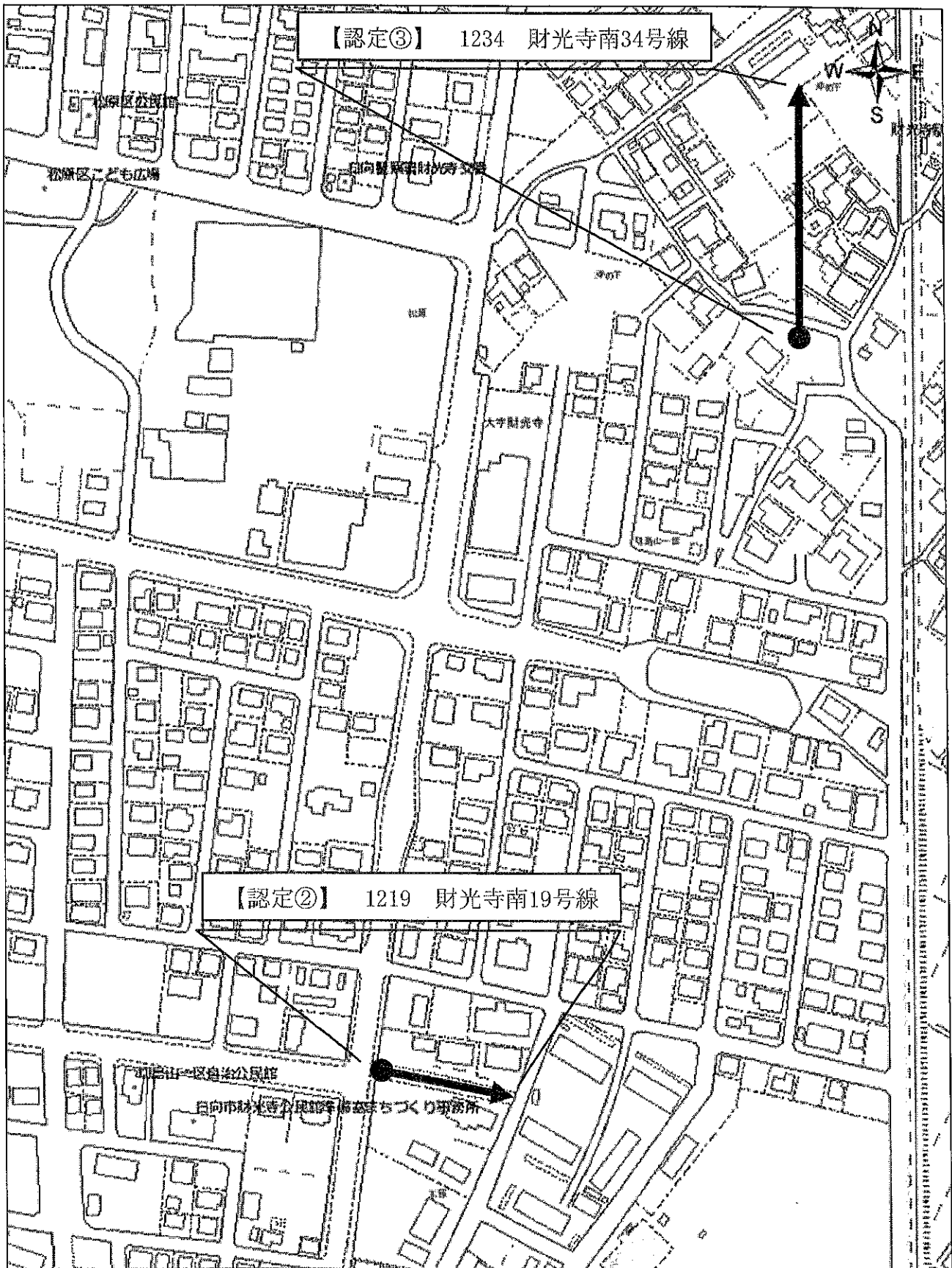
市道認定路線図

【認定①】 730 白浜支線 2号



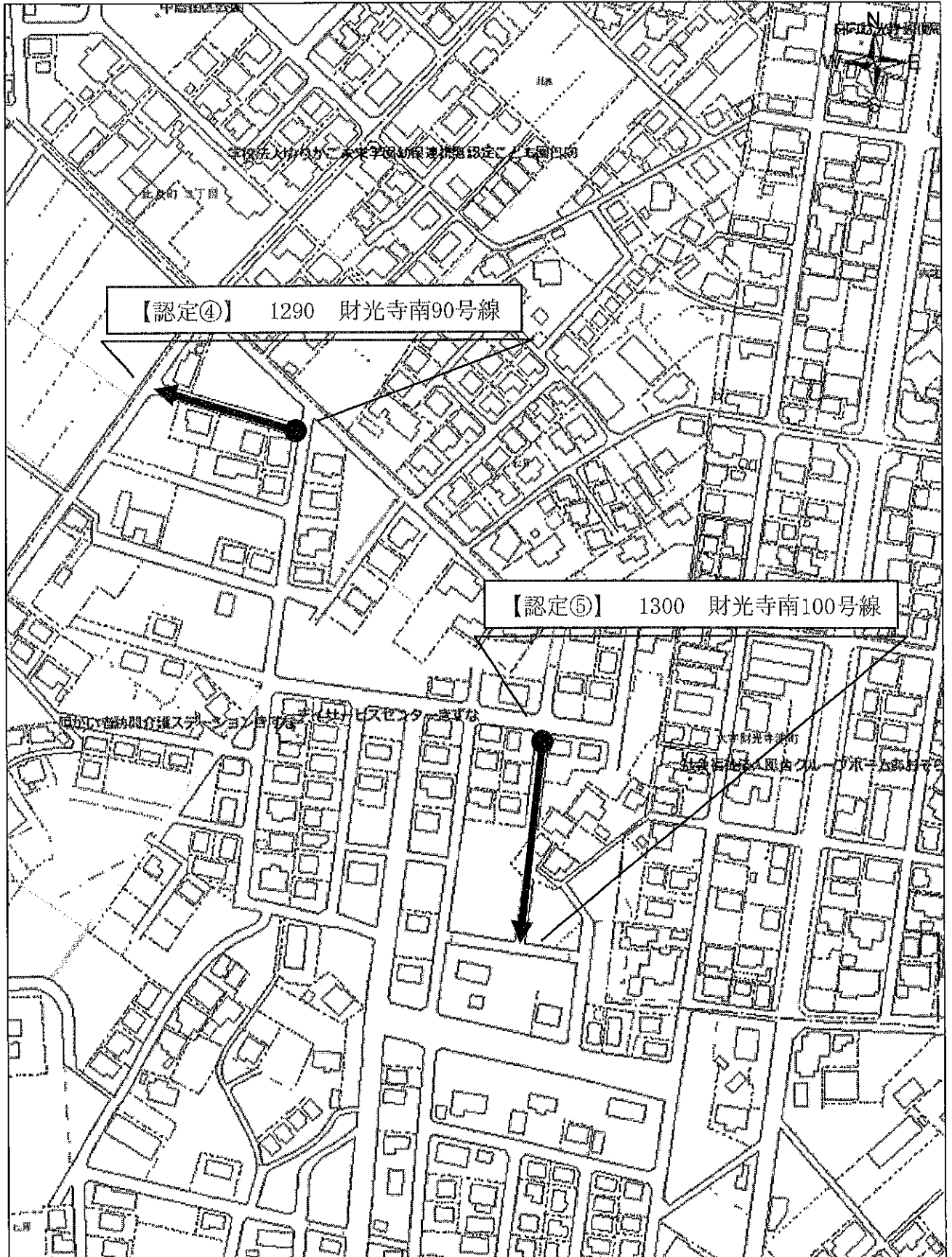
市道認定路線図

- 【認定②】 1219 財光寺南19号線
- 【認定③】 1234 財光寺南34号線



市道認定路線図

- 【認定④】 1290 財光寺南 90号線
- 【認定⑤】 1300 財光寺南100号線



市道認定路線図

- 【認定⑥】 1312 財光寺南112号線
- 【認定⑦】 1313 財光寺南113号線
- 【認定⑧】 1314 財光寺南114号線

